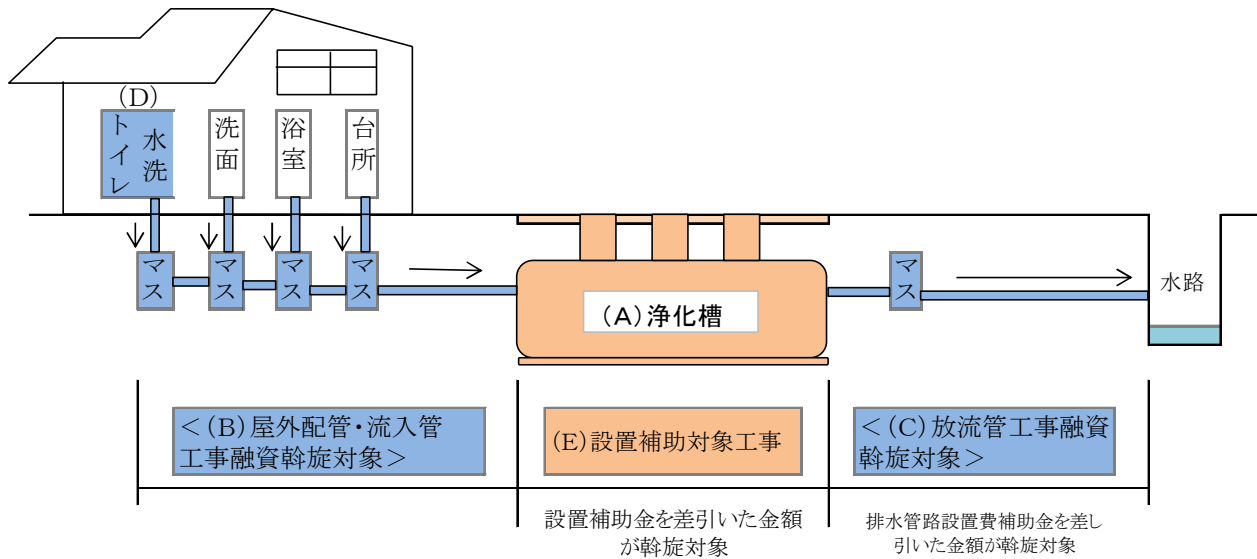


～合併処理浄化槽設置補助制度のお知らせ～



対象住宅 床面積	補助対象 浄化槽の 種別	①浄化槽設置 補助金額	②単独浄化槽又は くみ取り槽からの転換に 係る補助金額	③融資斡旋 限度額	④排水管路設 置補助金	⑤維持管理 補助金
130㎡以下	5人槽	705,000円	単独槽又はくみ取り槽 撤去限度額 90,000円	限度額 1,500,000円	限度額 400,000円	13,000円
130㎡以上	7人槽	910,000円	限度額 15,000円			
2世帯 ※台所及び浴室が 2つ以上ある住宅	10人槽	1,245,000円	宅内配管限度額 300,000円			17,000円

※ 130㎡:約40坪 (3.306㎡/坪)

※ 浄化槽の規格は、住宅の延べ床面積のみで決定されるものではありません。

※ 販売、賃貸等営利を目的とした住宅に合併浄化槽を設置するとき及び過去に補助金の交付を受けた方は補助の対象外となります。

ただし、災害を起因とした家屋の建て替えに伴う浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新については補助の対象となります。詳しくは、下記連絡先までお問合せください。

① 浄化槽設置補助金は、補助限度額と実工事費を比較し、いずれか低い金額が補助交付金額となります。 ・補助申請では、浄化槽設置工事請負契約書及び見積書を添付して頂きます。 ・補助対象となる住宅は、自己居住用で、専ら住居の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物を言います。
② 単独浄化槽撤去処分又は宅内配管に係る補助金は、補助限度額と実工事費を比較し、いずれか低い金額が、補助交付金額になります。 ・補助申請は、浄化槽設置補助の申請と一緒に提出してください。 ・補助申請には、浄化槽設置工事請負契約書及び見積書、現況写真、11条検査の写しを添付して頂きます。
③ 融資斡旋の申請には、連帯保証人や納税証明、印鑑証明が必要になります。 ・(A)浄化槽設置工事+(B)屋外配管・流入管工事+(C)放流管工事+(D)トイレの水洗化工事等から(E)浄化槽設置補助金を差し引いた金額が、融資斡旋の対象となります。 ・申請は、浄化槽設置工事の期間内にお願ひしますが、申請の前に事前確認を受けてください。
④ 排水管路設置補助は、①の浄化槽設置補助金を申請される方で、自分の土地の境界線周囲に放流先(水路等)が無く、他人の土地を経由して放流する場合に適用となります。放流先が境界線から20m以上など適用条件がございますので、補助を希望される方は申請前に下記まで問合せください。
⑤ 維持管理補助の対象は、一年間浄化槽の維持管理契約し、法廷検査結果が「適正」と判断された方が対象となります。対象者には、順次市から関係書類を送付いたします。(1回/年)

※①から④の手続きは、設置される方が申請者ですが、浄化槽工事業者が代行して申請することができます。

問合せ先：建設部下水道課排水設備係
電話：022-384-2111(内線228)
FAX：022-384-2961

1 補助対象区域

市街化調整区域内で公共下水道計画区域(供用開始済み区域、現在整備中の区域及び事業予定区域)と農業集落排水事業実施区域(大曲地区)を除く合併処理浄化槽整備区域内にお住まいの方。

※計画の段階で事前に補助対象区域の確認を行ってください。

2 設置補助申請の手続き

①補助対象区域の問い合わせ

名取市ホームページに掲載してあります「浄化槽補助区域問合簿」に、問合せ者の記入欄に記入し、場所が判る地図と合わせて提出願います。(FAX かメールでの問い合わせでもかまいません)

→後日、回答文書を FAX かメールにて送付します。

②事前協議書提出

補助、非補助関係なく提出願います。

公図に浄化槽の位置及び放流先等を記入願います。(放流先地目の確認)

新設管で放流する際、放流先の管理者協議が必要な場合は、2部提出願います。

→後日、回答いたします。(電話連絡後、下水道課まで取りに来て頂きます。

なお、新築等建築確認申請書に回答の添付が必要で、お急ぎの方はお話しください。

③設置補助申請

申請者は設置される方ですが、手続きについては浄化槽工業者が代行して申請することができます。

補助金交付申請書に、次の書類を添付して申請してください。

- ・審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ・設置場所の案内図(位置図等場所が判るもの)
- ・国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されていることを証明する書類
(登録書写し・登録浄化槽管理票 C 票)
- ・合併処理浄化槽設置に関する工事請負契約書の写し
(合併処理浄化槽の補助金の対象となる部分の契約書)
- ・その他市長が必要と認める書類

④排水管路設置補助申請

補助申請は、浄化槽設置補助の申請とあわせて申請となります。

申請の際は、設置工事契約書及び見積書の写し、設置する土地の許可書又は承諾書の写し、設置計画図現況写真を添付して頂きます。

3 補助金交付の方法

市からの交付決定通知後に工事着手して頂き、浄化槽設置時点で市の中間検査及び完了実績報告書に基づく完了検査後、申請者から請求書を提出して頂き、審査後に請求書記載の申請者の口座に振込みとなります。

※ 浄化槽の新設工事は、県に登録されている業者が行うことができます。

専門の業者より見積もりを頂き、その中から選定されることをお勧めいたします。

市は、特定の業者を指定することはありません。悪質なセールスには十分にご注意ください。